○内閣府告示第七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大田原市

二　構造改革特別区域の名称　おおたわら果実酒特区

三　構造改革特別区域の範囲　大田原市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　立川市

二　構造改革特別区域の名称　立川市児童発達支援センター給食搬入特区

三　構造改革特別区域の範囲　立川市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横浜市

二　構造改革特別区域の名称　横浜ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　横浜市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県世羅郡世羅町

二　構造改革特別区域の名称　世羅町たすきでつなぐ給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　広島県世羅郡世羅町の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　伊予市

二　構造改革特別区域の名称　伊予市安全で安心な公立保育所等の給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　伊予市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（二〇〇一）

○内閣府告示第八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　うきは市

二　構造改革特別区域の名称　そよかぜ奏でる魅惑のフルーツ王国うきは　果実酒・リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　うきは市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇、七一一））

○内閣府告示第八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、令和七年三月二十八日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、同条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大分県

二　構造改革特別区域の名称　大分県地域中核人材育成特区

三　構造改革特別区域の範囲　大分県の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業（八三六）

○内閣府告示第八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、令和七年内閣府告示第八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を令和七年三月二十八日付けで認定したので、同法第六条第二項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

二　構造改革特別区域の名称　元気いっぱいちば障害児給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　千葉県の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第四百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を令和七年三月二十八日付けで認定したので、同法第六条第二項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福井県丹生郡越前町

二　構造改革特別区域の名称　越前町すくすく給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　福井県丹生郡越前町の全域

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第三百九十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を令和七年三月二十八日付けで認定したので、同法第六条第二項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

令和七年四月十日

内閣総理大臣　石破　茂